

日医発第790号（保168）  
平成24年11月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

#### 検査料の点数の取扱いについて

平成24年10月31日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成24年11月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌1月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平24.10.31 保医発1031第2号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）



保医発1031第2号  
平成24年10月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年11月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D012中(44)を(45)とし、(14)から(43)までを(15)から(44)までとし、(13)の次に次のように加える。

(14) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性

ア インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)に準じて算定する。

イ ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(13) 略</p> <p><u>(14) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性</u> <u>ア インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」</u> <u>ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性</u> <u>(尿・髄液)に準じて算定する。</u> <u>イ ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われ</u> <u>る中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌</u> <u>(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定す</u> <u>る。</u></p> <p><u>(15)～(45) 略</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(13) 略</p> <p><u>(14)～(44) 略</u></p>

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 24 年 10 月 31 日 保医発 1031 第 2 号（平成 24 年 11 月 1 日適用）

測定項目	インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原
商品名	インフルエンザ菌 E L I S A キット「オーツカ」
区分	E 3（新項目）
測定方法	E L I S A 法
主な測定目的	中耳貯留液・耳漏又は上咽頭（鼻咽腔）鼻汁中のインフルエンザ菌抗原の検出（インフルエンザ菌感染症の診断補助）
参考点数	D012 感染症免疫学的検査 21 ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（Hib）抗原定性（尿・髄液） 150点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。  ----- 第 3 部検査 <b>D 0 1 2 感染症免疫学的検査</b> (1) ～ (13) 略 (14) <u>インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性</u> <u>ア インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（Hib）抗原定性（尿・髄液）に準じて算定する。</u> <u>イ E L I S A 法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌（無莢膜型）感染の診断の目的で実施した場合に算定する。</u> (15) ～ (45) 略

（日本医師会医療保険課）